

京都地方最低賃金審議会

令和5年度 第1回

京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会

（ 令和5年11月8日（水）9：30～
京 都 労 働 局 6 階 会 議 室 ）

【議 事 次 第】

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 京都府電気機械器具製造業 最低賃金の改正について
- 3 今後の審議日程について

【提 出 資 料】

- | | |
|---|------|
| 1 京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会 委員名簿 | p. 1 |
| 2 京都地方最低賃金審議会 京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程 | p. 2 |
| 3 令和5年度 京都府特定（産業別）最低賃金改正の手順 | p. 3 |
| 4 令和5年度 特定（産業別）最低賃金の改正に関する申出一覧表 | p. 4 |
| 5 令和5年度 京都府電気機械器具製造業 最低賃金改正決定の申出書 | p. 5 |
| 6 令和5年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問） | p. 7 |
| 7 京都府地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移 | p. 8 |
| 8 各都道府県において決定されている電気機械器具製造業最低賃金の推移 | p.14 |
| 9 令和5年度 賃金実態調査結果 電気機械器具製造業 | p.15 |
| 10 令和5年 春季 各機関別 賃上げ集計状況 | p.43 |

京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会 委員名簿

令和5年10月26日任命
京都労働局労働基準部賃金室

	氏名	現職
公益代表委員	イシダ ミツオ 石田 光男	同志社大学 社会学部 名誉教授
	ウエダ マサシ 上田 眞士	同志社大学 社会学部 教授
	サクライ ジュンリ 櫻井 純理	立命館大学 産業社会学部 教授
労働者代表委員	シチリ ダイスケ 七里 大介	電機連合 京都地方協議会 事務局長
	ヒラミナ ケンタ 平峯 健太	オムロン労働組合 中央執行委員長 オムロングループ労働組合連合会 中央執行委員長
	ミノクチ マリユ 巳之口 眞理子	JAM京滋 書記局 職員
使用者代表委員	イシガキ カズヤ 石垣 一也	一般社団法人京都経営者協会 理事 事務局長
	タニムラ ヒトシ 谷村 仁志	オムロン株式会社 グローバル人財総務本部 人事部長
	ナカニシ ヤスユキ 中西 康之	株式会社GSユアサ 人事部 担当部長

委員：五十音順

京都地方最低賃金審議会 京都府電気機械器具製造業最低賃金 専門部会運営規程

第1条 この規程は、京都地方最低賃金審議会 京都府電気機械器具製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事の運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

第5条 会議は、原則として非公開とする。

第6条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、原則として公開とする。

第7条 部会長は、専門部会において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて決議を行ったときは、審議会の会長に報告するものとする。

第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年9月12日から施行する。

令和5年度 京都府特定（産業別）最低賃金改正の手順

京都労働局賃金室
令和5年10月20日作成

3月6日
特定（産業別）最低賃金新設・改正に係る意向表明（7業種）



7月24日
特定（産業別）最低賃金新設決定（1業種）及び改正決定（5業種）の申出



7月27日
第2回本審議会
特定（産業別）最低賃金改正決定（新設決定を含む）の必要性の有無に係る諮問



7月27日～9月11日
第2回～第4回
全員協議会等
特定（産業別）最低賃金改正決定（新設決定を含む）の必要性の有無に係る審議



9月19日
第5回本審議会
特定（産業別）最低賃金改正決定（新設決定を含む）の必要性の有無に係る答申
特定（産業別）最低賃金改正決定に係る諮問（2業種）



11月7日～
11月下旬（予定）
専門部会における金額審議



12月6日（予定）
第7回本審議会
専門部会長報告
特定（産業別）最低賃金改正決定の答申・公示



異議が出れば異議審（12月下旬予定）

官報公示（1月上旬の見込）
改正最低賃金の発効（2月上旬の見込）

令和5年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出一覧表

京都労働局賃金室
令和5年7月24日作成

	最低賃金の件名	申出者	A 協約 適用又 は合意 者数 (人)	B 適用 労働者 数 (人)	A / B (%)	申出 ケース	改正・ 新設・ 廃止	申出 年月日
1	京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本 敏明	678	2,125	31.9	労働協約	改正	R5.7.24
2	京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本 敏明	4,205	14,000	30.0	同上	同上	同上
3	京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本 敏明	16,326	27,897	58.5	同上	同上	同上
4	京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金	最賃京都輸送用機械連絡会議 議長 松山 裕二	4,532	8,888	50.9	同上	同上	同上
5	京都府自動車（新車）小売業最低賃金	最賃京都新車小売業関連連絡会議 議長 松山 裕二	2,731	5,195	52.5	公正競争	同上	同上
6	京都府百貨店、総合スーパー	京都小売最賃連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	6,673	9,114	73.2	労働協約	新設	同上

注 ・京都府自動車（新車）小売業最低賃金のB（適用労働者数）については、「平成28年経済センサス活動調査、令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果」及び各業界団体の調査結果等からの推計による。

・A/B（%）は、少数点第2以下を切り捨て表示している。

2023年7月24日

京 都 労 働 局
局 長 赤 松 俊 彦 殿

最賃京都機械総業連合会 議
議 長 山 合 全 京 敏 明



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、京都府の電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 約16,326名。

2、最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げるものを除く。

1. 18歳未満又は65歳以上の者。
2. 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。
3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者。
4. 部品の組み立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務。
5. 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取揃え又は洗浄の業務。
6. 塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防錆処理の業務。
7. 書類等の事業場内集配又は複写の業務。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者を言うが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当する者である。

(イ) 当該事業に従事した経験がない者は、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。

従って、離転職者を含めある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。

(ロ) 職場内外において集合的に実施されるもののほか、OJT(業務遂行の過程において、仕事を通じて行われる教育訓練)も含まれること。

(ハ) 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。

(ニ) 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。



3、改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

4、申し出の内容

上記3、の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。

尚、最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5、申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 16,326名

京都府における電気機械器具製、情報通信機械器具、電子部品・デバイス造業を営む使用者に使用される労働者数 27,897名

= 58.5%

最も低い労働協約の金額・・・時間額 1089円

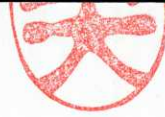
現在適用されている法定最低賃金額

(時間額 986円)

6、添付書類

- 1、 京都府における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概況
- 2、 最低賃金の必要性に合意する者の内訳
- 3、 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の内訳
- 4、 労使協定の写し
- 5、 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

以 上



京労発基 0919 第 3 号
令和 5 年 9 月 19 日

京都地方最低賃金審議会
会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長
赤松 俊彦



令和 5 年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度の下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成5年度～平成11年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.10.20

		地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金															
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		一般機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		船舶製造修理業		各種商品小売業		自動車小売業	
		改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)
平成5年度	発効年月日																		
	日額	4,754	3.15 (145)	5,389	3.00 (113.4)	5,500	3.29 (115.7)	5,512	3.30 (115.9)	5,433	3.23 (114.3)	5,504	3.30 (115.8)	5,509	3.30 (115.9)	5,236	3.17 (110.1)	5,390	3.22 (113.4)
	時間額	595	3.12 (18)	674	3.06 (113.3)	689	3.45 (115.8)	690	3.45 (116.0)	680	3.34 (114.3)	689	3.45 (115.8)	690	3.45 (116.0)	656	3.31 (110.3)	674	3.22 (113.3)
平成6年度	発効年月日	H6.10.1		H7.1.14		H7.1.1		H7.1.12		H6.12.25		H6.12.25		H6.12.25		H6.12.25		H7.2.4	
	日額	4,868	2.40 (114)	5,505	2.15 (113.1)	5,637	2.49 (115.8)	5,656	2.61 (116.2)	5,571	2.54 (114.4)	5,653	2.71 (116.1)	5,659	2.72 (116.2)	5,371	2.58 (110.3)	5,529	2.58 (113.6)
	時間額	609	2.35 (14)	689	2.23 (113.1)	708	2.76 (116.3)	709	2.75 (116.4)	698	2.65 (114.6)	708	2.76 (116.3)	709	2.75 (116.4)	673	2.59 (110.5)	692	2.67 (113.6)
平成7年度	発効年月日	H7.10.1		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.24	
	日額	4,978	2.26 (110)	5,615	2.00 (112.8)	5,772	2.39 (116.0)	5,793	2.42 (116.4)	5,705	2.41 (114.6)	5,792	2.46 (116.4)	5,798	2.46 (116.5)	5,497	2.35 (110.4)	5,662	2.41 (113.7)
	時間額	624	2.46 (15)	703	2.03 (112.7)	726	2.54 (116.3)	727	2.54 (116.5)	714	2.29 (114.4)	726	2.54 (116.3)	727	2.54 (116.5)	689	2.38 (110.4)	708	2.31 (113.5)
平成8年度	発効年月日	H8.10.1		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25	
	日額	5,081	2.07 (103)	5,719	1.85 (112.6)	5,908	2.36 (116.3)	5,929	2.35 (116.7)	5,837	2.31 (114.9)	5,928	2.35 (116.7)	5,934	2.35 (116.8)	5,612	2.09 (110.5)	5,793	2.31 (114.0)
	時間額	637	2.08 (13)	716	1.85 (112.4)	743	2.34 (116.6)	744	2.34 (116.8)	731	2.38 (114.8)	743	2.34 (116.6)	744	2.34 (116.8)	704	2.18 (110.5)	725	2.40 (113.8)
平成9年度	発効年月日	H9.10.1		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21	
	日額	5,191	2.16 (110)	5,829	1.92 (112.3)	6,046	2.34 (116.5)	6,067	2.33 (116.9)	5,970	2.28 (115.0)	6,066	2.33 (116.9)	6,070	2.29 (116.9)	5,736	2.21 (110.5)	5,926	2.30 (114.2)
	時間額	650	2.04 (13)	730	1.96 (112.3)	760	2.29 (116.9)	762	2.42 (117.2)	748	2.33 (115.1)	760	2.29 (116.9)	761	2.28 (117.1)	719	2.13 (110.6)	741	2.21 (114.0)
平成10年度	発効年月日	H10.10.1		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H9.12.21	
	日額	5,283	1.77 (92)	5,920	1.56 (112.1)	6,152	1.75 (116.4)	6,174	1.76 (116.9)	6,074	1.74 (115.0)	6,175	1.80 (116.9)	6,174	1.71 (116.9)	5,833	1.69 (110.4)	5,926	
	時間額	661	1.69 (11)	742	1.64 (112.3)	773	1.71 (116.9)	775	1.71 (117.2)	761	1.74 (115.1)	773	1.71 (116.9)	774	1.71 (117.1)	732	1.81 (110.7)	741	
平成11年度	発効年月日	H11.10.1		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.18		H11.12.17		H9.12.21	
	日額	5,330	0.89 (47)	5,968	0.81 (112.0)	6,206	0.88 (116.4)	6,227	0.86 (116.8)	6,127	0.87 (115.0)	6,229	0.87 (116.9)	6,229	0.89 (116.9)	5,886	0.91 (110.4)	5,926	
	時間額	668	1.06 (7)	748	0.81 (112.0)	780	0.91 (116.8)	782	0.90 (117.1)	767	0.79 (114.8)	780	0.91 (116.8)	780	0.78 (116.8)	738	0.82 (110.5)	741	

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成12年度～平成17年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.10.20

		地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金																		
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		一般機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		船舶製造修理業		各種商品小売業		自動車（新車）小売業		自動車小売業		
		改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	改定額	引上率 （引上額）	
																						地賃比
平成12年度	発効年月日	H12.10.1		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H13.1.20（新設）		H9.12.21
	日額	5,372	0.79 (42)	6,012	0.74 (44)	6,253	0.76 (47)	6,275	0.77 (48)	6,176	0.80 (49)	6,277	0.77 (48)	6,277	0.77 (48)	5,931	0.76 (45)	5,971			5,926	
	時間額	673	0.75 (5)	753	0.67 (5)	786	0.77 (6)	788	0.77 (6)	773	0.78 (6)	786	0.77 (6)	786	0.77 (6)	743	0.68 (5)	746			741	
								旧輸送用機械器具製造業及び船舶製造修理業を廃止し、新輸送用機械器具製造業を決定(H13.12.20)		輸送用機械器具製造業												
平成13年度	発効年月日	H13.10.1		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H9.12.21
	日額	5,408	0.67 (36)	6,049	0.62 (37)	6,293	0.64 (40)	6,315	0.64 (40)	6,216	0.65 (40)	6,316		0.62 (39)	5,963	0.54 (32)	6,007	0.60 (36)			5,926	
	時間額	677	0.59 (4)	758	0.66 (5)	791	0.64 (5)	793	0.63 (5)	778	0.65 (5)	791		0.64 (5)	747	0.54 (4)	750	0.54 (4)			741	
平成14年度	発効年月日	H14.10.1		H15.1.3		H14.12.18		H14.12.18		H14.12.18		H14.12.18		H14.12.18		H15.1.3		改正申出なし		H9.12.21		
	日額			6,053	0.07 (4)	6,297	0.06 (4)	6,319	0.06 (4)	6,220	0.06 (4)	6,320		0.06 (4)	5,967	0.07 (4)	6,007	0.00 (0)			5,926	
	時間額	677	0.00 (0)	758	0.00 (0)	792	0.13 (1)	794	0.13 (1)	779	0.13 (1)	792		0.13 (1)	747	0.00 (0)	750	0.00 (0)			741	
平成15年度	発効年月日	H14.10.1		H15.1.3		H16.1.11		H16.1.11		H16.1.11		H16.1.11		H16.1.11		H16.1.11		改正申出なし		H9.12.21		
	日額			6,053	0.00 (0)	6,297	0.00 (0)	6,319	0.00 (0)	6,228	0.13 (8)	6,320		0.00 (0)	5,967	0.00 (0)	6,007	0.00 (0)			5,926	
	時間額	677	0.00 (0)	758	0.00 (0)	793	0.13 (1)	795	0.13 (1)	780	0.13 (1)	793		0.13 (1)	748	0.13 (1)	750	0.00 (0)			741	
平成16年度	発効年月日	H16.10.1		H15.1.3		H16.12.22		H16.12.22		H16.12.22		H16.12.22		H16.12.22		H16.1.11		改正申出なし		H9.12.21		
	日額			6,053	0.00 (0)										5,967	0.00 (0)	6,007	0.00 (0)			5,926	
	時間額	678	0.15 (1)	758	0.00 (0)	794	0.13 (1)	796	0.13 (1)	781	0.13 (1)	794		0.13 (1)	748	0.00 (0)	750	0.00 (0)			741	
平成17年度	発効年月日	H17.10.1		H18.2.12		H17.12.21		H17.12.21		H17.12.21		H17.12.21		H17.12.21		H16.1.11		改正申出なし		H9.12.21		
	日額														5,967	0.00 (0)	6,007	0.00 (0)			5,926	
	時間額	682	0.59 (4)	759	0.13 (1)	797	0.38 (3)	800	0.50 (4)	785	0.51 (4)	797		0.38 (3)	748	0.00 (0)	750	0.00 (0)			741	

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成18年度～平成23年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.10.20

		地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金														
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		一般機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		各種商品小売業		自動車（新車）小売業		自動車小売業
		改定額	引上率 引上額	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比
平成18年度	発効年月日	H18.10.1		H18.12.21		H18.12.21		H18.12.21		H18.12.21		H18.12.21		H18.12.21		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007	0.00 (0)	5,926
	時間額	686	0.59 (4)	761	0.26 (2)	801	0.50 (4)	805	0.63 (5)	790	0.64 (5)	802	0.63 (5)	752	0.53 (4)	750	0.00 (0)	741 108.0
平成19年度	発効年月日	H19.10.25		改正申出なし		H19.12.21		H19.12.21		H19.12.21		H19.12.21		H19.12.21		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007	0.00 (0)	5,926
	時間額	700	2.04 (14)	761	0.00 (0)	811	1.25 (10)	815	1.24 (10)	801	1.39 (11)	812	1.25 (10)	758	0.80 (6)	750	0.00 (0)	741 105.9
						日本産業分類の改正により全部改定 (H20.12.21)		はん用等機械器具製造業										
平成20年度	発効年月日	H20.10.25		改正申出なし		H20.12.21		H20.12.21		H20.12.21		H20.12.21		H20.12.21		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007	0.00 (0)	5,926
	時間額	717	2.43 (17)	761	0.00 (0)	817	0.74 (6)	822	0.86 (7)	810	1.12 (9)	820	0.99 (8)	764	0.79 (6)	750	0.00 (0)	741 103.3
平成21年度	発効年月日	H21.10.17		改正申出なし		H21.12.19		改正申出なし		H21.12.19		H21.12.19		H21.12.19		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007	0.00 (0)	5,926
	時間額	729	1.67 (12)	761	0.00 (0)	820	0.37 (3)	822	0.00 (0)	814	0.49 (4)	824	0.49 (4)	767	0.39 (3)	750	0.00 (0)	741 101.6
平成22年度	発効年月日	H22.10.17		H22.12.18		H22.12.18		改正申出なし		H22.12.18		H22.12.18		H23.1.6		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007	0.00 (0)	5,926
	時間額	749	2.74 (20)	765	0.53 (4)	824	0.49 (4)	822	0.00 (0)	820	0.74 (6)	830	0.73 (6)	772	0.65 (5)	750	0.00 (0)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用
平成23年度	発効年月日	H23.10.16		改正申出なし		H23.12.18		改正申出なし		H23.12.18		H23.12.18		H23.12.18		H23.12.18		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	751	0.27 (2)	765	0.00 (0)	829	0.61 (5)	822	0.00 (0)	825	0.61 (5)	834	0.48 (4)	776	0.52 (4)	754	0.53 (4)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成24年度～平成30年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.10.20

		地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金														
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		はん用等機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		各種商品小売業		自動車（新車）小売業		自動車小売業
		改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額
平成24年度	発効年月日	H24.10.14		改正申出なし		H24.12.19		改正申出なし		H24.12.19		H24.12.19		H24.12.19		改正申出なし		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	759	1.07 (8)	765	0.00 (0)	834	0.60 (5)	822	0.00 (0)	831	0.73 (6)	840	0.72 (6)	781	0.64 (5)	京都府最低賃金を適用		改正申出なし 京都府最低賃金を適用
平成25年度	発効年月日	H25.10.24		改正申出なし		H25.12.27		改正申出なし		H25.12.27		H25.12.27		H25.12.27		改正申出なし		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	773	1.84 (14)	京都府最低賃金を適用		842	0.96 (8)	822	0.00 (0)	840	1.08 (9)	849	1.07 (9)	790	1.15 (9)	京都府最低賃金を適用		改正申出なし 京都府最低賃金を適用
平成26年度	発効年月日	H26.10.22		改正申出なし		H26.12.19		改正申出なし		H26.12.19		H26.12.19		H26.12.19		H26.12.28		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	789	2.07 (16)	京都府最低賃金を適用		854	1.43 (12)	822	0.00 (0)	853	1.55 (13)	860	1.30 (11)	803	1.65 (13)	790	4.77 (36)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用
平成27年度	発効年月日	H27.10.7		改正申出なし		H27.12.26		改正申出なし		H27.12.26		H27.12.26		H27.12.26		H27.12.26		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	807	2.28 (18)	京都府最低賃金を適用		868	1.64 (14)	822	0.00 (0)	867	1.64 (14)	873	1.51 (13)	818	1.87 (15)	809	2.41 (19)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用
平成28年度	発効年月日	H28.10.2		改正申出なし		H28.12.24		改正申出なし		H28.12.24		H28.12.24		H28.12.24		H28.12.24		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	831	2.97 (24)	京都府最低賃金を適用		885	1.96 (17)	京都府最低賃金を適用		883	1.85 (16)	889	1.83 (16)	837	2.32 (19)	835	3.21 (26)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用
平成29年度	発効年月日	H29.10.1		改正申出なし		H29.12.21		改正申出なし		H29.12.21		H29.12.21		H29.12.21		H29.12.21		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	856	3.01 (25)	京都府最低賃金を適用		902	1.92 (17)	京都府最低賃金を適用		900	1.93 (17)	907	2.02 (18)	860	2.75 (23)	860	2.99 (25)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用
平成30年度	発効年月日	H30.10.1		改正申出なし		H30.12.22		改正申出なし		H30.12.22		H30.12.22		H30.12.22		H30.12.22		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	882	3.04 (26)	京都府最低賃金を適用		921	2.11 (19)	京都府最低賃金を適用		919	2.11 (19)	927	2.21 (20)	884	2.79 (24)	885	2.91 (25)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用

京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（令和元年度～令和5年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R5.10.20

		地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金															
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		はん用等機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		各種商品小売業		自動車（新車）小売業		自動車小売業	
		改定額	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）
令和元年度	発効年月日	R1.10.1		改正申出なし		R1.12.22		改正申出なし		R1.12.22		R1.12.22		R1.12.22		R2.1.9		H9.12.21	
	日額																	5,926	
	時間額	909	3.06 (27)	京都府最低賃金を適用		933	1.30 (12)	京都府最低賃金を適用		936	1.85 (17)	947	2.16 (20)	910	2.94 (26)	911	2.94 (26)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用	
令和2年度	発効年月日	R1.10.1		改正申出なし		改正申出なし		改正申出なし		R1.12.22		R1.12.22		R1.12.22		R2.1.9		R2.12.23	
	時間額	909	0.00 (0)	京都府最低賃金を適用		933	0.00 (0)	京都府最低賃金を適用		936	0.00 (0)	947	0.00 (0)	910	0.00 (0)	911	0.00 (0)	廃止	
令和3年度	発効年月日	R3.10.1		R4.4.6		改正申出なし		改正申出なし		R4.1.26		R4.1.26		R4.1.26		R4.1.26		/	
	時間額	937	3.08 (28)	廃止		京都府最低賃金を適用		京都府最低賃金を適用		957	2.24 (21)	968	2.22 (21)	938	3.08 (28)	939	3.07 (28)		
令和4年度	発効年月日	R4.10.9		/		必要性なし		改正申出なし		R5.1.27		R5.1.27		必要性なし		必要性なし		/	
	時間額	968	3.31 (31)			京都府最低賃金を適用		京都府最低賃金を適用		986	3.03 (29)	993	2.58 (25)	京都府最低賃金を適用		京都府最低賃金を適用			
令和5年度	発効年月日	R5.10.6		/		必要性なし		必要性なし		/		/		改正申出なし（百貨店、総合スーパーの新設申出あり）		必要性なし		/	
	時間額	1,008	4.13 (40)			京都府最低賃金を適用		京都府最低賃金を適用						京都府最低賃金を適用		京都府最低賃金を適用			

各都道府県において決定されている輸送用機械器具製造業最低賃金の推移

京都労働局賃金室

令和5年10月20日作成

都道府県	R5 地賃	特賃の名称	平成30年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年		
			時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
北海道	960	注1	866	21	2.49%	887	21	2.42%	889	2	0.23%	917	28	3.15%	948	31	3.38%
秋田	897	自動車・同附属品	845	23	2.80%	873	28	3.31%	877	4	0.46%	907	30	3.42%	938	31	3.42%
山形	900	自動車・同附属品	836	21	2.58%	858	22	2.63%	861	3	0.35%	888	27	3.14%	919	31	3.49%
福島	900		851	17	2.04%	869	18	2.12%	870	1	0.12%	890	20	2.30%	916	26	2.92%
栃木	954	自動車・同附属品	896	21	2.40%	917	21	2.34%	920	3	0.33%	947	27	2.93%	978	31	3.27%
群馬	935	建設機械を含む	886	21	2.43%	908	22	2.48%	910	2	0.22%	935	25	2.75%	965	30	3.21%
埼玉	1,028		939	21	2.29%	961	22	2.34%	966	5	0.52%	990	24	2.48%	1013	23	2.32%
東京	1,113	船舶製造・修理業、航空機・同附属品を含む、平成24年10月以降、地賃適用	地賃 985円	-	-	地賃 1,013円	-	-	地賃 1,013円	-	-	地賃 1,041円	-	-	地賃 1,072円	-	-
神奈川	1,112	建設機械を含む、平成25年10月以降、地賃適用	地賃 983円	-	-	地賃 1,011円	-	-	地賃 1,012円	-	-	地賃 1,040円	-	-	地賃 1,071円	-	-
富山	948	一般機械器具を含む	885	21	2.43%	907	22	2.49%	912	5	0.55%	934	22	2.41%	960	26	2.78%
石川	933	自動車・同附属品、自転車・同部分品	900	20	2.27%	920	20	2.22%	922	2	0.22%	946	24	2.60%	971	25	2.64%
山梨	938	自動車・同附属品	896	21	2.40%	918	22	2.46%	919	1	0.11%	938	19	2.07%	961	23	2.45%
長野	948	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶機関	883	18	2.08%	903	20	2.27%	905	2	0.22%	927	22	2.43%	956	29	3.13%
岐阜	950	自動車・同附属品	910	20	2.25%	930	20	2.20%	932	2	0.22%	951	19	2.04%	972	21	2.21%
岐阜	950	航空機・同附属品	950	19	2.04%	970	20	2.11%	971	1	0.10%	971	0	0.00%	991	20	2.06%
静岡	984	一般機械器具を含む	930	19	2.09%	950	20	2.15%	951	1	0.11%	970	19	2.00%	995	25	2.58%
愛知	1,027	建設機械を含む	936	17	1.85%	955	19	2.03%	957	2	0.21%	976	19	1.99%	997	21	2.15%
三重	973	建設機械、船舶製造・修理業を含む	921	19	2.11%	941	20	2.17%	942	1	0.11%	962	20	2.12%	987	25	2.60%
滋賀	967	自動車・同附属品	914	18	2.01%	934	20	2.19%	936	2	0.21%	957	21	2.24%	981	24	2.51%
京都	1,008	建設機械を含む	927	20	2.21%	947	20	2.16%	947	0	0.00%	968	21	2.22%	993	25	2.58%
大阪	1,064	自動車・同附属品	941	27	2.95%	969	28	2.98%	970	1	0.10%	998	28	2.89%	地賃 1,072円	-	-
兵庫	1,001	鉄道車両・同部分品、船舶製造・修理業、航空機・同附属品を含む	954	21	2.25%	975	21	2.20%	978	3	0.31%	1002	24	2.45%	1,034	32	3.19%
島根	904	自動車・同附属品	859	26	3.12%	879	20	2.33%	887	8	0.91%	919	32	3.61%	951	32	3.48%
岡山	932	自動車・同附属品	900	23	2.62%	921	21	2.33%	921	0	0.00%	936	15	1.63%	956	20	2.14%
岡山	932	船舶製造・修理業、船用機関	931	22	2.42%	954	23	2.47%	954	0	0.00%	980	26	2.73%	1,003	23	2.35%
広島	970	自動車・同附属品	892	22	2.53%	914	22	2.47%	915	1	0.11%	938	23	2.51%	964	26	2.77%
広島	970	船舶製造・修理業、船用機関	934	22	2.41%	956	22	2.36%	957	1	0.10%	977	20	2.09%	999	22	2.25%
山口	928	航空機・同附属品を含む	909	26	2.94%	936	27	2.97%	937	1	0.11%	965	28	2.99%	985	20	2.07%
香川	918	船舶製造・修理業、船用機関	928	25	2.77%	953	25	2.69%	956	3	0.31%	980	24	2.51%	1,003	23	2.35%
愛媛	897	船舶製造・修理業、船用機関	910	24	2.71%	935	25	2.75%	938	3	0.32%	962	24	2.56%	985	23	2.39%
福岡	941		923	21	2.33%	944	21	2.28%	944	0	0.00%	957	13	1.38%	987	30	3.13%
長崎	898	船舶製造・修理業、船用機関	861	15	1.77%	875	14	1.63%	875	0	0.00%	875	0	0.00%	875	0	0.00%
熊本	898	自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関	858	26	3.13%	884	26	3.03%	888	4	0.45%	902	14	1.58%	931	29	3.22%
大分	899	自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関	853	20	2.40%	875	22	2.58%	878	3	0.34%	894	16	1.82%	916	22	2.46%
単純平均	958.1		900.8	21.2	2.41%	922.4	21.7	2.41%	924.5	2.1	0.23%	945.6	21.1	2.28%	968.7	24.8	2.63%

注1. 船舶製造・修理業(木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。)又は船体ブロック製造業

地賃(金額)表記のものは、各平均値を算出時には対象から外している。